

青色申告を始めましょう！

- ・ 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。
- ・ なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、**青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入**が決定されました。(詳しくは次ページ参照)

青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

沖縄県農業共済組合
全国農業共済協会



収入保険制度

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめ概要

具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。**なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

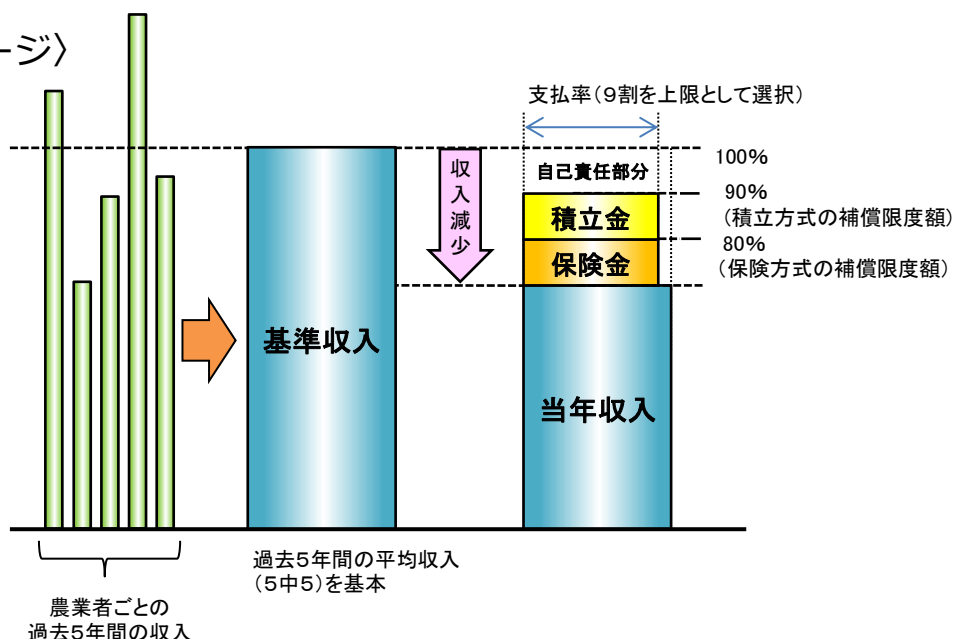
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。

※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

〈補填のイメージ〉



（注）5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割（保険方式＋積立方式）を選択した場合

保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度 9 割（8 割が保険方式 + 1 割が積立方式）、支払率 9 割を選択した場合

農業者に用意いただくお金 補填金額

保険料は、 7.2万円

積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

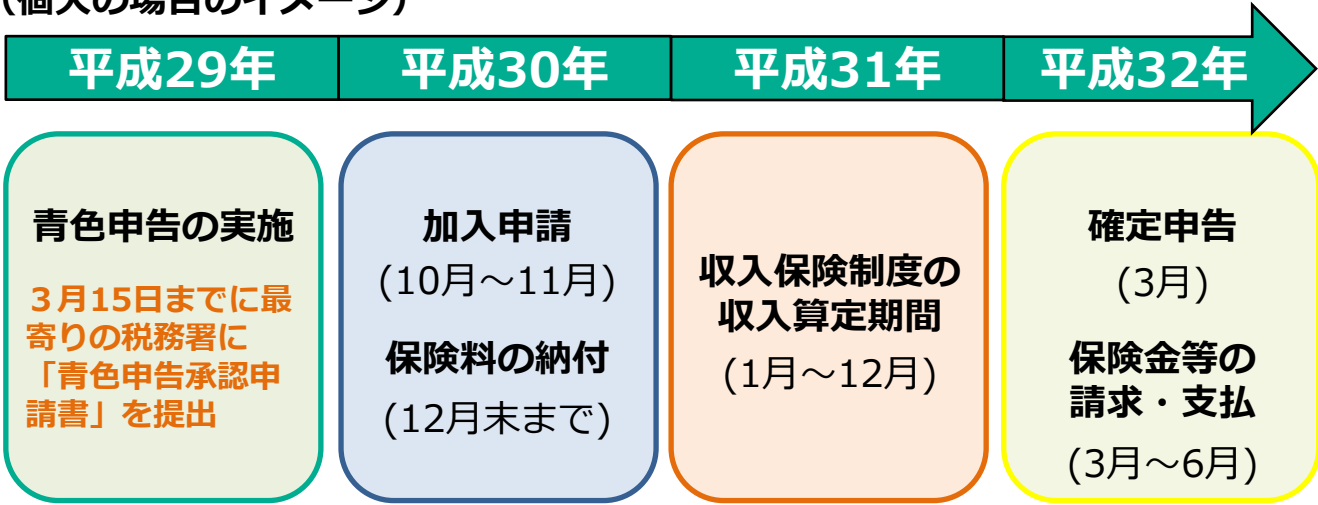
収入減少の程度 (当年収入)	補填金 の合計			補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- 保険料
= 基準収入 × 補償限度 (0.8を上限に選択) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 保険料率 (1%)
- 積立金
= 基準収入 × 積立幅 (1割) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 1/4

加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)



○平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険制度

または 農業共済

へ加入しましょう！

「備えあれば憂いなし」の農業経営実現のためには、
収入保険制度または**農業共済**への加入が大切です。



お問合せ先など

収入保険制度や農業共済について

収入保険制度や農業共済についてのお問合せなどは、お近くの
N O S A I 団体等までお問合せください。

※収入保険制度はN O S A I 団体が新しく設立する全国組織が
実施する予定です。

青色申告について

書類の整理や帳簿の作成など青色申告に関するご質問・ご相談な
どは、お近くの税務署またはJ A、農業会議等へお問合せくださ
い。